

那覇市公報

第 1 6 4 3 号その 1

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 個人情報業務届出書及び個人情報業務変更届出書の公表について（総務課）
..... 422
- 市町村事務の委託について（ちゃーがんじゅう課） 428
- 平成 27 年（2015 年） 4 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課） 429
- 平成 27 年（2015 年） 4 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課） 430
- 平成 27 年度市政功労者の表彰について（秘書広報課） 431
- 随意契約の公表について（クリーン推進課） 433

◇ 公 告 ◇

- 住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課） 434
- マンション建替組合の事業計画の変更認可について（建設企画課） 434
- 施行マンションの名称等を表示する図書の縦覧について（建設企画課） 436
- 平成 27・28 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の追加受付について（契約検査課） 436

告 示

那覇市告示第 68 号

平成 27 年 4 月 3 日

掲 示 済

個人情報業務届出書及び個人情報業務変更届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書及び個人情報業務変更届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子



第1号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成27年 3 月 24 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子 印

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号			届出担当課	まちづくり協働推進課 電話098-861-3846		
個人情報管理責任者	まちづくり協働推進課長					
業 務 の 名 称	協働によるまちづくり推進事業					
業 務 の 目 的	協働によるまちづくりの推進に向けて、市民の地域活動を促進し、協働の輪を広げることを目的としている。					
個人情報の対象者	那覇市協働大使として委嘱を受けた方(那覇市協働によるまちづくり推進協議会の構成員)					
業務の開始年月日	■ 継 続(平成20年4月1日から)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ ☐ そ の 他	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☒ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ ☐ そ の 他	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ そ の 他	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ そ の 他	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
個人情報の収集方法		■本人/□本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期		□定期(月～ 月)/■随時				
個人情報の告知方法		□文書 □口頭 □告示 □申請等 □その他				
個人情報の記録形態		□文書 □図画 □マイクロフィルム ■電磁媒体 □その他				
備 考		施行に合わせて申請すべきであったが、手続きが不要と誤認していた。				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年 3 月 3 1 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間幹子 印



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	地域保健課 電話853-7962
届 出 の 区 分	☐ 廃止 ☒ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成27年1月1日
業 務 の 名 称	小児慢性特定疾病医療費事業に関すること		
廃止又は変更の理由	制度改正に伴う事業名変更のため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	業務名： 小児慢性特定疾患治療研究事業 に関すること	業務名： 小児慢性特定疾病医療費事業に に関すること	
備 考	新制度移行の対応を優先したため、事後申請となった。		

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。



第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成27年 4月 2 日

那覇市長 城間 幹子 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子 印



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課		まちづくり協働推進課 電話098-861-3846		
個人情報管理責任者		まちづくり協働推進課長				
業 務 の 名 称		なは市民協働大学院				
業 務 の 目 的		協働によるまちづくり実践者の人材育成				
個人情報の対象者		なは市民協働大学院受講生				
業務の開始年月日		☐ 継 続 / ☒ 新 規(平成27年4月1日から)				
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ ☐ そ の 他	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☒ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ ☐ そ の 他	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ そ の 他	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ そ の 他	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
個人情報の収集方法		☒ 本人 / ☐ 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期		☐ 定期(月～ 月) / ☒ 随時				
個人情報の告知方法		☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 申請等 ☐ その他				
個人情報の記録形態		☐ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☒ 電磁媒体 ☐ その他				
備 考						

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。



第1号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成27年 4月 2 日

那覇市長 城間 幹子 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子 印



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	まちづくり協働推進課 電話098-861-3846			
個人情報管理責任者	まちづくり協働推進課長					
業 務 の 名 称	なは市民協働大学					
業 務 の 目 的	協働によるまちづくりの周知、推進					
個人情報の対象者	なは市民協働大学受講生					
業務の開始年月日	■ 継 続 / □ 新 規 (平成22年4月1日から)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ ☐ そ の 他	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ ☐ そ の 他	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ そ の 他	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ そ の 他	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
個人情報の収集方法	■本人 / □本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期	□定期(月 ~ 月) / ■随時					
個人情報の告知方法	□文書 □口頭 □告示 □申請等 □その他					
個人情報の記録形態	□文書 □図画 □マイクロフィルム ■電磁媒体 □その他					
備 考	施行に合わせて申請すべきであったが、手続きが不要と誤認していた。					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。



第1号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成27年 4 月 1 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子 印

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。



届 出 番 号			届出担当課	地域保健課 電話853-7962		
個人情報管理責任者	健康部 地域保健課長					
業 務 の 名 称	特定医療費申請業務に関すること					
業 務 の 目 的	原因が不明であって、治療法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働省が「指定難病」とする病気について、その治療にかかった医療費（医療保険適用後の医療費の自己負担分）の一部を公費により助成する制度です。					
個人情報の対象者	受給者とその同一医療保険世帯員					
業務の開始年月日	☐ 継 続 / ☒ 新 規 (H27年 1月 1日)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☐ そ の 他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ ☐ ☐ そ の 他	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ ☐ そ の 他	☒ 収 入 ☐ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ そ の 他	☒ 健康状態 ☐ 容 姿 ☒ 病 歴 ☒ 障害程度 ☐ ☐ ☐ そ の 他	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
個人情報の収集方法	☒ 本人 / ☐ 本人以外 (法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期	☐ 定期 (月 ~ 月) / ☒ 随時					
個人情報の告知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 申請等 ☐ その他					
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☒ 電磁媒体 ☐ その他					
備 考	新制度移行の対応を優先したため、事後申請となった。					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 71 号
平成 27 年 4 月 6 日
掲 示 済

市町村事務の委託について

みだしのことについて、介護保険法第 24 条の 2 第 5 項及び介護保険法施行規則第 34 条の 6 第 1 項に基づき次の通り告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 委託する市町村事務受託法人

名 称 : 特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
代表者 : 理事長 堀川 美智子
所在地 : 沖縄県那覇市西 2 丁目 4 番 3 号 クレスト西 205

2 委託する期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3 委託する市町村事務の内容

介護保険法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する事務
(照会等事務)

4 居宅サービス等の提供の有無

無し

那覇市告示第 74 号

平成 27 年 4 月 9 日

掲 示 済

平成 27 年（2015 年）4 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 27 年（2015 年）4 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 27 年 4 月 16 日（木）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1） 沖縄の民意を踏みにじる菅官房長官の問答無用の姿勢と翁長知事の作業停止指示の効力を一時停止した政府の暴挙に激しい怒りを込めて抗議し、新基地建設の断念を求める意見書
 - （2） 専決処分の承認を求めることについて（那覇市税条例等の一部を改正する条例制定）
 - （3） 専決処分の承認を求めることについて（那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

那覇市告示第 88 号

平成 27 年 4 月 16 日

掲 示 済

平成 27 年（2015 年）4 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 27 年（2015 年）4 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 27 年 4 月 27 日（月）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1） 平成 27 年度那覇市一般会計補正予算（第 1 号）
 - （2） 専決処分の報告について（那覇市個人情報保護条例及び那覇市情報公開条例の一部を改正する条例制定）
 - （3） 専決処分の報告について（工事請負金額の変更）
 - （4） 専決処分の報告について（小禄南公民館における舞台階段からの転落事故）
 - （5） 専決処分の報告について（車両物損事故）

那覇市告示第 109 号

平成 27 年 5 月 1 日

平成 27 年度市政功労者の表彰について

平成 27 年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として表彰したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により公示する。

那覇市長 城 間 幹 子

登録番号 418 号

氏 名 ^{いしかわ ひでお}石川 秀雄（81 歳）

功績概要 平成 10 年に副知事、その後那覇空港ビルディング㈱会長など様々な分野で要職を歴任し、沖縄の経済発展に尽力。また、スポーツ振興において平成 14 年那覇市体育協会の会長に就任以来、組織強化、加盟団体の競技力向上に努め、地方自治や本市のスポーツ振興に大きく貢献。

登録番号 419 号

氏 名 ^{きしもと ひさこ}岸本 久子（82 歳）

功績概要 昭和 46 年から 36 年間の長きにわたり、民生委員・児童委員を務める。その間、真和志第一民生委員児童委員協議会の副会長を 9 年余り務め、リーダーとして組織運営や後輩の育成に積極的に取り組み、関係機関とのネットワークづくりなど、本市の地域福祉の向上に大きく貢献。

登録番号 420 号

氏 名 ^{しんざと やすのぶ}新里 康信（77 歳）

功績概要 昭和 58 年から 31 年間の長きにわたり、民生委員・児童委員を務める。その間、真和志第二民生委員児童委員協議会の会長を約 5 年間務め、リーダーとして活躍。また、地域において自治会長を 10 年間務めており、豊富な経験を活かし、本市の地域福祉の向上に大きく貢献。

登録番号 421 号

氏 名 ^{たいら きく} 平良 菊（75 歳）

功績概要 昭和 51 年から現在まで 39 年間にわたり PTA 活動や地域での婦人会活動に携わり、家庭・社会生活の向上、婦人連合会の組織強化など精力的に活動。その間、活動の経験を活かし那覇市婦人連合会の会長や、沖縄県婦人連合会の会長を歴任し、地域社会の発展に大きく貢献。

登録番号 422 号

氏 名 ^{にし と き よ} 西 登貴世（77 歳）

功績概要 平成 5 年より平成 19 年まで沖縄県学校薬剤師会の副会長を務める。その間、那覇市学校薬剤師会会長、那覇市学校保健会理事を歴任し、那覇市学校保健主事研修会の講師を務めるなど、学校保健の向上や学校薬剤師の資質向上を推進し、学校環境衛生の維持・向上に大きく貢献。

登録番号 423 号

氏 名 ^{は ざ ま ひろきみ} 玻座真 博公（76 歳）

功績概要 那覇市立高良小学校の学校医として 32 年の長きに渡り、医師の専門的な立場から学校保健を実践推進し、保護者への児童の健康教育の啓発に努める。また、那覇市医師会では、「日曜救急宅直」の意義を深く理解され、宅直事業を実施し、那覇市の学校保健と救急医療に大きく貢献。

登録番号 424 号

氏 名 ^{はとま ようきち} 鳩間 用吉（77 歳）

功績概要 昭和 35 年に教職に就き、小学校、教育委員会、教育事務所で初等教育に尽力。退職後、社会教育委員、那覇市教育委員を務める傍ら、地域まつりの立ち上げなど、地域の発展に寄与。また、平成 17 年から那覇市青少年健全育成市民会議会長として青少年の健全育成に大きく貢献。

那覇市告示第 110 号

平成 27 年 5 月 1 日

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条の 2 の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	平成 27 年度花壇草花植栽維持管理業務委託
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体であること。 2 本市内に拠点を有し、同種業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市と契約実績あり、且つ同種業務の履行状況が良好であること。 4 市税を完納していること。 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は、同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
申請方法	本業務の参加希望者は、次項の書類を揃え、平成 27 年 5 月 15 日（金）までにクリーン推進課にご提出下さい。 1 申請書 1 部 2 法人登記簿謄本 1 部 3 見積書 1 部 4 実務経験証明書 1 部 5 市税完納証明書 1 部
契約担当課	環境部クリーン推進課（889-3567）

* 詳細は契約担当課までお問い合わせください。

公 告

那覇市公告第 23 号

平成 27 年 4 月 17 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 24 号

平成 27 年 4 月 20 日

掲 示 済

マンション建替組合の事業計画の変更認可について

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、丸竹ファミリーマンション建替組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 組合の名称
丸竹ファミリーマンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
丸竹ファミリーマンション
 - (2) 敷地の区域
沖縄県那覇市字小禄泉原 1481 番 1
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
沖縄県那覇市字小禄泉原 1481 番 1
- 4 事業施行期間
平成 25 年 4 月から平成 29 年 2 月
- 5 事務所の所在地
沖縄県那覇市泊一丁目 2 番地 3 2 階
株式会社ファースタイル 本社事務所内
- 6 設立認可年月日
平成 25 年 5 月 1 日
- 7 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- 8 公告の方法
組合の公告は、施行敷地内の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。
- 9 事業計画の変更の認可の年月日
平成 27 年 4 月 20 日

那 覇 市 公 告 第 25 号

平成 27 年 4 月 20 日

掲 示 済

施行マンションの名称等を表示する図書の縦覧について

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 2 項において準用する同法第 14 条第 3 項の規定に基づき、丸竹ファミリーマンション建替組合の施行マンションの名称及びその敷地の区域等を表示する図書を公衆の縦覧に供するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成 14 年政令第 367 号）第 2 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 縦覧場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所（建設管理部 建設企画課）

2 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

那 覇 市 公 告 第 37 号

平成 27 年 5 月 1 日

平成27・28年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の追加受付について

平成27・28年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の追加受付を次のとおり行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (3) 建設工事については、建設業法第 3 条に規定する建設業の許可を受けている者であること。また、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- (4) その他市長が定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

2 受付期間

平成27年 6 月 1 日（月）～平成27年 6 月12日（金）

午前 9 時～午前11時30分、午後 1 時～午後 4 時30分

（ただし土曜日、日曜日を除く。）

3 受付場所

都市計画部契約検査課（市役所 9 階）

※受付は全て持参の上、面談審査になります。

（郵送による受付は、いたしません。）

4 提出書類

競争入札参加資格審査の提出要領による。

※申請書及び提出要領は、那覇市ホームページからダウンロードしてください。

5 問い合わせ先

都市計画部契約検査課契約 G 電話番号 0 9 8－9 5 1－3 2 5 3

